

償却資産（固定資産税）の申告について

固定資産税における償却資産とは、個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業に用いている構築物、機械、器具備品等のことをいいます。償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在その資産の所在する市町村へ、該当償却資産の状況（資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など）について、毎年1月末日までに申告する必要があります。（地方税法第383条）

償却資産の申告書は12月中旬に各個人または法人へお送りしました。申告のご案内がない方でも、申告書の提出が必要と思われる方は、送付いたしますので美波町役場税務課固定資産税係（電話：0884-77-3615）までご連絡ください。

●申告書提出期限

令和3年2月1日（月）まで

●償却資産対象資産

会社や個人が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

●提出方法

(1) 電子申告（eLTAX）

(2) 美波町役場税務課へ持参または郵送

郵送先 〒779-2395

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1

美波町役場 税務課 固定資産税 係

土地の異動、家屋を新築または取り壊した場合は 届出をお願いします

固定資産税の基準日は毎年1月1日となり、この日の現況・所有者等で賦課いたします。

特に、家屋を取り壊した場合については、役場税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。

また、登記されている家屋を取り壊した場合や土地の異動については、法務局で滅失登記及び異動の登記をされますようお願いいたします。



【お問い合わせ】 役場税務課固定資産税担当 ☎ 77 - 3615 直通